

昭和二十五年四月十四日受領
答弁第一〇九号

(質問の 一〇九)

内閣衆質第九六号

昭和二十五年四月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員土橋一吉君提出大阪国際電報局の定員及び夜勤手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員土橋一吉君提出大阪国際電報局の定員及び夜勤手当に関する質問に対する答弁書

一 定員について

1 定員の改定については、定員法の改正によつて、増員が予定せられているので、増員の範囲内において実情に応ずるよう改正する考えである。

2 政府は、目下ドツヂラインに沿つて経済の安定を図り、名目賃金の引上げによらず、実質賃金の向上を図ることにしている。

従つて現在のところ給與ベースの改訂は行わない方針である。

二 夜勤手当について

国際通信業務の特異性として、晝間よりも夜間の方が業務量の多い場合もあることは事実であるが、夜間勤務の態様により夜勤手当の増額を行うことはその程度認定その他に関し現行制度上難点が存するから、これは実現困難である。仕事の性質により考慮すべきは、寧ろ俸給制度であると考えられるの

で、これら職員は別個の職種として現行級別定数の改定によりその格付を是正するよう関係の向と交渉中である。

右答弁する。